

1. 厳しい大卒就職・内定状況と、求人倍率の格差

- ▶新卒者の就職・内定率は、非常に厳しい状況。
- ▶他方、大卒の求人倍率は、従業員規模別で大きな格差がある。

(1)就職・内定状況

①新規大学卒業者の就職状況

・22年3月の大卒者
一就職内定率は91.8%（22年4月現在）
調査開始以降2番目に低い水準

卒業予定者	56万人
就職希望者	37.5万人
就職者	34.4万人
就職未内定者	3.1万人

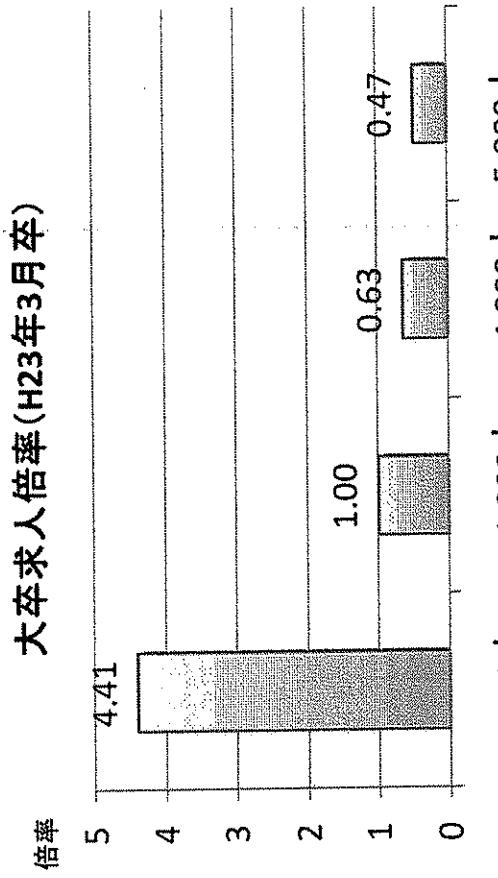
出典：新卒者・雇用特命チーム 新卒者雇用の現状（H23年1月）
厚生労働省 就職状況調査（H22年5月）

・23年3月の大卒者

一就職内定率は68.8%（22年12月現在）
調査開始以来最低の水準
※前年同時期（22年3月卒）の数字は73.1%

(2)求人倍率

- ・大卒求人倍率は、従業員の規模別で大きな格差がある。



大卒求人倍率＝民間企業への就職を希望する学生1人に対する、企業の求人状況を算出したもの

出典：新卒者・雇用特命チーム 新卒者雇用の現状（H23年1月）

出典：リクルートワークス研究所発表資料より作成

2. 大卒者を中心の新卒採用

►新卒採用は大学生が中心となつてゐるが、中小企業はこれに十分に対応できず、求人の充足率は低下。

(1) 学生の状況(労働の供給側)

・我が国の15～24歳人口は、20年間で630万人の減少。(H3年1,929万人→H21年1,299万人)

出典:平成22年労働経済白書(総務省人口統計)

・大学進学率は、20年前の約2倍。
(H2年24.6%→H21年50.2%)

・高校卒業者、高卒就職者数は大きく減少。大卒就職者数は、高卒就職者数の約2倍。

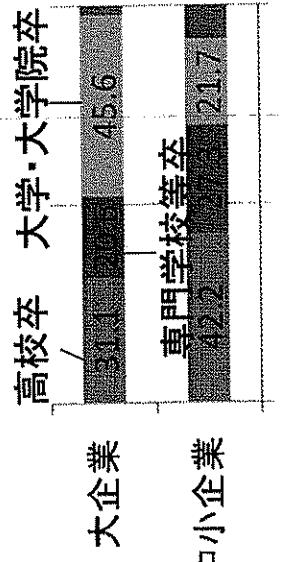
	高校卒	大学卒	単位:万人
卒業者数	就職者数	卒業者数	就職者数
H2年	176.7	62.2	40.0
H12年	132.9	24.7	53.9
H21年	106.4	19.4	56.0
H2→H21	-70.3	-42.8	16
			5.8

出典:平成21年文部科学白書(学校基本調査)より作成

(2) 中小企業の状況(労働の需要側)

・中小企業の人材採用については、高校卒業者の位置付けが大きい。

規模別正社員の最終学歴
(15～34歳正社員、H19年)



0% 50% 100%

・しかし、高校卒業者に対する求人の充足率は大きく下落。

単位:万人、%

	大企業	中小企業
充足率	H12年 83%	H20年 71%
就職者数	H12年 9.8	H20年 12.0
		6.0

出典:平成21年中小企業白書より作成

超就職氷河期のう

四大本も 中小企業を目指せばいい

海老原嗣生

株式会社アマモ代表取締役

「若者はかわいそう」論は間違い

最近、大卒の就職難に関連して、「日本独特の終身雇用制が崩壊の根柢だ」という説がまんじゅくに語られている。つまり、もうロジックだ。

日本の企業は終身雇用制を探つていて、正社員を解雇することができない。こうして若人たちの賜得権益が守られているために、かわいそうな若者たちは職を得られない、あるいは非正規労

働者になることを余儀なくされている。雇用をもつと運動化させて——はつきり言えば、使えない者たちのことを切つて——その分、若者を雇うべきじゃないのか。

結論から言おう。この話はでたらめだ。まず、その「運動的な雇用体制」を採用しているアメリカの失業率を調べてみると、日本よりは明らかに高いことがわかる。日本の若者（二十五歳未満）の失業率は九%前後（全年齢平均

は五%前後）なのに対して、アメリカの若者の失業率はなんと約二〇%（同約九%）もある。つまり、アメリカやイギリスと同じように運動的な雇用体制をやらなければ、若者の雇用が確保されるとこロジックは幻想だ。

さらに踏み込もう。実は、「若者の雇用が減っている」こと自体が事実無根のウソである。「若者たちに正社員枠を独占している」「低成長時代に入り、年配層が定年になった人數分の

雇用が生まれていない」という話は、なるほど、理があるよう聞こえる。しかしデータを見てみれば、採用人数も求人件数も減っていないことは一目瞭然だ。文部科学省の「学校基本調査」によると、四年制大学・新規卒業者の正社員就職数は、一九八〇年代後半のバブル時代に二五万四〇〇〇人だった。それが二〇〇八年には約三九万人にまで増えていた。リーマン・ショックの影響があつた〇九年でも約三八万人、最悪の就職氷河期と言われる今年も約三〇万人の就職が見込まれている。リクルートワーカーズ研究所による「大学新規卒業者求人件数」からも、同様の結果が見えてくる。バブル期の求人比一ヶ月は八四万人だったのに対して、〇八年には九四万人となつた。同じように不況だった九四年と今年を比べても、前者が三九万人の求人に対して、後者は五八万人。ちゃんと景気の山と山谷と谷を比べて長期トレンドを見れば、新卒雇用は増えているのだ。

付け加えるならば、バブル時代と比べ、二十二歳人口は三割減っている。同世代の人口が三割減っているのなら、採用数も同じように三割減っていたとしてもおかしくない。しかし求人も、採用数は増えているわけだから、「今の若者はかわいそう」どころか、「今の若者のほうが得をしている」と言えてしまうのである。

問題は「大学生の増え過ぎ」

ここまでで確認したところ、世間のイメージとは違って、長期トレンドで見れば、新卒者の採用数も求人件数も増えている。ではなぜ今、新卒学生の就職が決まらないのだろうか。

答えは単純である。大学生が増え過ぎたのだ。大卒の就職難の原因は、この事実に尽まる。大学生の数が増え過ぎだから、求人がどんなに増えても追いつかないのである。この二五年間で、大学の数はなんと七割も増えている。学生数も六割増。つまり雇用の増加を

はるかに上回るスピードで、大学生の大卒率が進行しているというわけだ。「就職問題」ということで一緒に大して考えられてしまいながら、日本と韓国と本邦の就職難は、まったく質が違う。大卒の場合とは違い、高卒は求人件数が激減している。いわゆるブルー・カラーリー・建設業・農林業・自営業・事務職といった高卒の人が多く就いた仕事が世の中から激減しているのである。しかしながら高卒の就職難がそれほど問題とされなかつたか。その理由は、高卒自身の数も激減していたからである。そう、多くの人が進学をして、「大卒」になつていただけだ。

もし彼らが高卒として就職活動をしていたら、今の日本の就職問題はもっとわかりやすいものになつていただけだ。非ホワイト・カラーの仕事が減っている。彼ら向けの仕事を作ることはできない」と。ところが彼らが大学進学をしたために、ねじ曲がった解釈をされてしまった。そして、「若者

評議・人材
く 田辺

※ 意見交換を申し入れたい方。

中央公論

のホワイト・カラーワークの仕事が減っている」「正社員を減らして、非正規社員を増やした」といった現在の論調がまかり通るようになってしまったのだ。

よくこんな話を聞く。いわく「グローバル化とIT化によって日本の産業が海外へ出ていてしまって、国内での融資が減った」。しかしそれが当てはまるのはブルー・カラーであって、ホワイト・カラーワークは違う。世界売上が増えたため本社が肥大化し、しかも、海外支店や海外工場の管理要員として日本人採用者は増えている。トヨタ自動車もパナソニックも新日鐵も、グローバル化によって、日本人のホワイト・カラーワークの雇用者は増え続けているのだ。

じで一度、これまでの議論を整理しておこう。

- ・ブルー・カラーワーク、建設業、農林業、自営業、事務職などの職業は減っている。

- ・ホワイト・カラーワーク正社員の数は増えている。

そんなひとに労働環境で我慢しなといふことが」と反論される。しかし、かれも、これまで紹介してきた「若者はかわいそう」論と同じで、誤った常識の一つだ。とにかく尋ねていて次の二つのことについて考えてみてほしい。

まず、日本人のどの年代を取っても、中小企業に勤めている人が圧倒的に多い。だから中小企業に勤めるのは普通だといよいよ。

二つ目は、中小企業はどうか勤めて値しないと考えるのは、中小企業に失礼だと云う。確かに平均値で見ると、売上高などの経営数字において、給料水準などの従業員待遇においても、すべての数値で中小企業は大企業よりも劣っている。しかし、平均値ではなくて上位企業を見るとどうなるか。実は、営業利益率10%以上の企業比率は、従業員数1000人以上の大企業よりも、中小企業のほうが一・五倍も高い。10%以上だと、中小が大企業の三倍となる。つまり、中小企業のすべてが

・資本で就職する人が減り、みな大学へ進学するようになった。つまり大学進学者が高まり過ぎた。

大学の就職問題に限れば、その責任を、企業の雇用制度にかざせるのは間違っている。企業が必要とする人員以上に大学が増えただけなのだ。

では、ホワイト・カラーワークになりたい大学はどこに職を求めればいいのだろう。ブルー・カラーワークや農業などの職を東京と奪い合はせないのか。しかしそもそも弊が減ったなかで奪い合っても、日本人全体の失業率を考えれば意味がない。あるいはリスクを取って自ら会社を起すしかないのだろうか。超優秀な人はそれで成功するかもしれない。しかし、「普通の人」たちが起業をして、金貰うまくいかないアランには興味がない。

実は良い解決策がある。今から解説する数字にぜひ注目してもらいたい。まず、従業員1000人以上の大企業における大学求人倍率は、この一五

年間〇・五倍から〇・八倍の間を行き来しているのがほとんどだ。これがもって「就職氷河期」と名付けられたわけだ。しかし一方で、従業員100人未満の企業に目を向けてみると景気が変わつて見える。なんどこの二時世でも、新卒求人倍率は二・一倍といち高倍率なのたり（ルートワードス調べ）。300人以下の企業に限れば実に四・四一倍。そう、実はホワイト・カラーワークの職はまだ壁がある。中小企業のホワイト・カラーワークに対する需要は高だとしてからに。つまり、今の大学生が就職難に陥っている問題の真の肝は、増え過ぎた大学生が中小企業の求人とスマッシュを起していることなのだ。

「わからない」から嫌な

大学を卒業したら中小企業に勤めよう。このように語る「中小企業は運営も安定してないし、給手安い。コンプライアンス的にやさしい」

悪いわけではないのだ。将来性の面から見ても、仕事のやりがいという面から見ても、優良企業はたくさんある。中小企業の数は一七〇万社にものぼるので、仮に一部が優良企業だったとしても、一七万社。大変な数だ。

三つ目は、「新卒採用する」ということの意味についてだ。新卒採用に手を貸すひとうちは、数年間は職力にならない人を採用して「育てます」ということである。余裕のない企業にはます無理だろう。企業規模で考えても、従業員数が10人や30人の企業は、あまり新卒を採用しない。新卒採用に力を入れているのは大抵100人以上の企業だ。この規模になると、中小どちらとも、コンプライアンスもしっかりした企業になる。おかしな雇用体制を探つていけば労働基準局にめぐらまれるし、経理面では核算の目も厳しくなる大きさだ。つまり、新卒採用をしている中小企業は、平均的な中小企業よりも若干の可能性が高くなる。

いのだ。

どうだろ。いや、「おじいちゃん企業に対して、学生がそっぽを向いている」という状況こそ是正しなくてはならないことは思わないだろうか。

文部科学省が諸悪の根源?

もし、「この新卒無業という状況を作り出した犯人を探せ」と無理やり迫られたらしたら、私は何と答えるか。おそらくこうだ。大学を作り過ぎただけでなく、その結果当然起こる大学生余りに対して、効率的な施策=大学生を中小企業に誘うことを本筋で考までこなかった文部科学省こそ責任がある。

就職は個人的な活動であると同時に、社会システムの一つである。そういうならば当然、そのシステムが田舎に勤くかどうかは国の旗艦にかかる。では民主党政権の就職支援はどうなっているのが。

当初、民主党の就職支援はフリータ

一歩前に進んでいた。私は「僕を貢つてから止血をするより、壁紙をしないように予防する方が良さに決まっている。つまり、フリーターになつてから壁紙するよりも、新卒のうわに企業とマッチングがさせることにお金を使うべきだ」と同僚議員にアスコ討論会で訴えていたので、まるで納得できなかつた。しかし、1010年になつて風向をかわる。教育相が就職支援を強調し始め、実際に新卒雇用対策として3000億円の予算もついたのだ。中小企業と学生のマッチングを壁紙の課題と考える私としては、とにかく「第一歩を踏み出した」ことを素直に喜んでらる。

しかし、これで解決というわけではない。今回の予算の内容を吟味してみると、大学と企業にお金をばら撒くだけに過ぎない。企業には「お金をあげるから人を雇つてください」と、大学には「お金をあげるからキャリア・カウンセラーを雇つてください」と、この

企業の場合、開き直つたら、従業員は泣き寝入りするなどなるのではないかと心配になるのがやむを得ない。

三つ目は、しっかりとした社会人教育を要するながら、大企業の社員教育は、質の面でも量の面でもこなししても劣つてるのは事実である。

四つ目は、同様がしながら、従業員二五〇人規模の会社だと新卒採用は平均して五人前後。各部署に振られてしまふと、墨縞を言い合つたり、ライバルとして切磋琢磨をしていく相手がいなくなる。「仕事だけが人生」ではないとしても、人生の長い時間を仕事に費やすわけだから、同世代間の刺激が欲しいと思うのも切実な要望だらう。

そして五つ目。中小企業は、平均的を見れば、給与も安いし、休みも少ない、という待遇面の問題だ。

こうした学生の中小企業に対する不安・不満要素を一気に解決するために、

「お金をあげるから雇つてください」という壁紙が、思ひのほか危険を影響が出る恐れがある。たゞいま、補助金欲しさに、本来ならば採用する力のない企業までが、採用手段を擧げてくる可能性がある。なかには、おじいちゃん管だらする氣分なら、ブラック企業がまさかしているかも知れない。今ならすぐ健全で実力のある中小企業が新卒採用に前向きになつてしまふから、おかしな企業が参入してしまうと、新卒市場 자체が荒れてしまう危険もある。

何より単純に企業に金を出すてお意味がない。求人さらさらやめるのだから、問題は企業側ではなく、もし金を使つたら、学生たちが中小企業に振り向くような施設に金を使うべきだらう。

中小企業に目を向かせる方法

学生が中小企業に就職したがらない理由は五つある。その理由を順に挙げながら、私なりに考えてみたマッチングの施策を紹介したい。

といいきしんな仕組みを作るのはどうだろうか。

中小企業に就職した人全員に、県・地域別に一ヶ月間の導入研修をするのである。そこで名刺交換やアボ取りの電話のかけ方といった社会人マナーをしきり教える。一ヶ月もの間一緒に過ごせば、同期意識が生まれてくる。できれば導入研修だけではなく、夏休みの振り返り研修、一年後には春休みの振り返り研修と、大企業と同じように、「研修」の機会を作りつつ、同期で集まるようにする。すると競い合うだけではなくて、墨縞も言えど、恋も生まれるかも知れない。そうなれば「中小企業」からも卒業ができる。

この振り返り研修時に、全員にキャリア・カウンセリングをする。パワーランキングを受けてもらいうか。心のケアをする。

待遇面での不満を解消するには、一年間働いたら勤続祝いで一週間の休み

まずは一つ目。学生が中小企業を選ける一番大きな理由は、「わからないから」だ。大企業ならば、消費者の一人としてその会社の商品を使つたりがあるたり、テレビCMを見たりして、したりして、こんなビジネスをしているのが想像くらうはできる。また採用人數も多いため、同じ大学の先輩が就職してたりするので、職場の様子などを聞くこともできる。一方、中小企業はとにかく情報がない。どんなビジネスをしているのが想像できない。大学のキャリアセンターの係員も、データがないので企業HPやホームページの求人票に書いてあるような、あたりをわりのないじつが伝そられない。これがそのまま就職しやすく努力する気が起らぬらうのは当然だ。

二つ目は、「不安」だ。ブラック企業だった場合の就業形がないからである。有名企業なら、企業イメージも大切なので、そういうかしかりとはしないだらうと予想である。しかし中

と五万円を支給するのはいいだらう。一年で勤続祝いを貰はずに、一年頑張れば一週間の休みと10万円を支給するという仕組みにしてもらう。どうせ金を出すならば、ちゃんと使い方をするべきだ。同期の研修組で「一年頑張ってハイハイ行こう」とか、そんな目標になれば最高だ。きっと励みになる。

さらに新卒就労奉書を作り、ブラック企業に対する警け込みをする。

そして、研修時のカウンセリング情報やブラック駆け込み履歴・勤続表著者の数、といった情報をデータベース化していく。こうした実際に勤めた人のリアルな情報が蓄積されていけば、そのデータベースを見ながら、学生を安心して会社を選んでしができるようになるだらう。

なぜ企業は「学歴」を見るのか

ここからは少し角度を変えて、企業が、大学生について本音ではどのような見方をしているかを紹介していこう。

ます「最近の大学生は勉強しないな」と。アカデミックな知識は知らないが、卒業後すぐ使える技能を学んでいない。日本の大学は良い人材を輩出できていない」などとある。こうした話は、大古の昔から續く年輩者による「最近の若者はだらしない」というお説教の派生形として聞き流せばよいのだが、じつは企業訓練と大学の授業内容の問題に入り込んでくると、大学側の迷走につながる恐れがあるので、少しきりこ事業を整理しておきたい。

まず確認したいのは、大学での勉強は社会に出たらいつたゞく使うものにならないといふことだ。結局、サラリーマンになれば、七割は営業職に就く。営業の現場ではマクロ経済学も法律論も使わない。だから大学生が大学で真面目に勉強していようが、遊んでばかりいようが、企業にとっては関心がない。これは戦後、サラリーマン社会が確立してから、本音ベースでは少しこそ変わらない事実なのである。

企業が大学に求めるもの

では大学の四年間とは何なのか。学生が、今述べたような「頭がいいのか」「要領がいいのか」「経験力があるのか」という三つのタイプがどちらかは、大学入試の段階で判明してしまう。もし本当にそれだけで企業の採用不採用が決まるのならば、センター試験の結果を使って採用を決めればいいことになる。大学の存在価値とは何なのだろうか。

私は大学で学ぶアカデミックな一つの種類があると考えている。

一つは、学者になるための勉強。とにかく一つのテーマを突き詰めて、徹底的な専門性を身につけていく。これは「普通の人」が社会で使える可能性は低いが、社会全体の文明レベルを上げるために、「抜けた優秀者」を取り組む高度に専門的な勉強だ。

もう一つは、物事を考える能力を学ぶことだ。たとえば、一つの命題が正

では、なぜ企業は「学歴」を気にするのか。実際、企業は偏奩値の高い大学を卒業した学生を欲しがる。最近の企業は、世の中の人が思っているよりも、採用にシビアである。「ラクだから」といった手抜きで採用者を決めることが絶対にならざり切れる。その上で、日本の多くの企業が「学歴」を重視するのは、そこに合理的な理由があるからだ。

偏奩値の高い大学に入るには、三つのタイプがいる。まずは「すこく頭のいい人」。こうした人は、膨大な資料やデータを独自研究やマーケティング、あるいは新規事業の立ち上げといった複雑な仕事に取り組む人材として期待できる。

それから、「裏表のいい人」。頭の回転はそこそこでも、物事のツボを把握する力があるので、熟練の良い勉強ができる。こうした力は会社に入つても有効で、営業をやらせてもらひの場合が多い。

しかもかどりがを判断するためにはどのような事例を集めればいいのか、どのような角度から検証すればいいのか、どうしたことかを勉強する。こうした「本当の意味で物を考える力」は社会に出ても使える。営業するにも、企画を考えるにも、必要なデータを集めてきて、それを読み取り、相手の理解度を予測した上でわかりやすく説明するといった力は必要である。

大学の抱える問題は、「学生が勉強しないこと」ではない。そもそもの教育内容が、「学者になるための勉強」であるか（もちろん超偏奩値大学はそれでいい）あるいは高校までの延長で、教師から言われるままに事実を暗記したり、決められたパターンに従つて論文を書いたりしてしまっている。確かに小・中・高校と比べてレベルの高いことに取り組んでいるのがかもしれないが、結局、社会科で学んだ知識は社会科学科のテストで解答する、理科の知識は理科のテストで解答するという学校

三つのタイプが、「経営学習能力がある人」だ。駆かれたレールの上を、黙々と進んでいく人。こうした「上の言うことを忠実に守る人」が一定の割合でいることは、経営管理上とても喜ぶべきことである。

つまり、偏奩値の高い大学に入る人間とは、この三つのタイプのうちのどれかに属している。企業からすれば、この三つのタイプのどれかであれば、人材として使えるといふことだ。企業が見ているのは、大学で難しい学問を学んだがどうかではない。学生がこれらのタイプのいずれかに属しているか、属していないかを見ているのである。

だから、一人一人の営業者があるような大企業は、まず学歴で1000人前後に絞る。どうせ最終的に採用するのは300~400人ならば、とりあえず1000人に絞ってそれから各人の人柄などを要素に組み込んで選考に入つだとして、十分に人材多様性を確保できるといふわけだ。

特有の世界から抜け出でていなら。しかし社会に出れば、科目ごとにテストがあるわけではない。自分の知識を垣根なくフル動員して、目の前の問題に立ち向かうことが求められる。こうした練習こそ大学でなさるべきだろう。教養学部を「練習の府」に

ただこの「物を考える力」を身につけるさせる教育は、このほどが難しい。現在の学習指導要領は、現場の教師の八五%が実践できるものから基礎で教育内容が決まっている。そうだが、今述べたような本当の意味でのリベラルアーツ教育は、八五%どころか、反対の一五%ほどの教師しかできないようと思う。

そこで最後に私の考える必要最低限、これがだけのことを大学が学生に教えておいてくれれば、大学にとっても、学生にとっても、社会にとってもプラスになるに違ひない、というプログラムを提唱しておきたい。

まずは大学一年の教養学部を「體育の歴史」と割り切ってしまうことだ。そして算数と国語、日本地理や世界地理といった小学生・中学生レベルの基礎教養をもう一度やり直す。

残りの二年は、簿記やビジネス英語、マーケティング、「給与・社会保険・年金計算」といった社会に出てすぐ使える学問を教える。もちろん専門学校と差別化する意味で、スキル教育ではなくアカデミズム教育で教える。つまり簿記ではなくて、物事を多面的に考えるための教材として教えるわけだ。さらに、三年生が四年生では、「一ヶ月ほどの長めのインターンシップ」を学生に体験させる。または、春学期で企業の人々に来てもらうのである。この科目を通して社会人としてのコミュニケーション方法を学ぶ。コミュニケーション能力というより、立て板に水で自分の意見をまくしたてる能力というだイメージがあるが、芸人になるわけではないのだから、きちんと相手の話

を聞いて、ゆっくりでもらいながら自分の言いたいことを論理的に語ることができればいい。その練習をする。

今、「創造のアロー」と呼ばれる人々は、「グループ・ディスカッションをするときは班長を目指しなさい」「話すときは論議を最初に言なさい」というワンパターンの教方をする。ただし、企業はそんなことで学生を判断したりはしない。企業が見ているのは、「その人が自分たちの会社に向いているかどうか」だ。就職活動は、就職意欲の高い人ならどこの企業でも受かるといつてもいいではない。たとえば、メーク系は、むしろ口下手が好まれる。口下手だけじゃなくP.D.C.Aサイクル(計画→実行→評価→改善)が回せる人。商社なら、押し出しの強い人。リクルートなら、「俺が、俺が」という人。そして、リクルートに受け入れ人は、往々にしてメークには受けられない。そう、合うが合わないがだ。

企業は真剣に人材を買取らようとして

いる。だからこそ、たとえ面接で緊張して言葉が詰まつたからといって、その人の人柄が社風に合っていない、話の論理構成がしつかりしていないなど採用する。そういうことのインター体験を通じて社会人と触れていくれば、肌感覚として身につくはずだ。

誰かを批判したり、状況を悲観的に解説したまま終わるにすることは、私の流儀には合わない。だから限られた紙幅のなかで自分なりの処方箋を盛り込んだつもりである。もし、私のプランがどこかの大学で採用されて、「大学に活気が出ってきた」とか、「卒業生が良い企業と巡り会えた」という話につながることがあれば、豊かな喜びである。

えひはらつくお 一九六四年生まれ。上智大学経営学部卒業。リクルートワーク研究所にて『Works』の編集長を務める。二〇〇八年より理農学部卒業後『月刊ICS』編集長。株式会社新時代代理人・海老沢康生のモデル。早稲田大学の講師。著書『かわいそら』『論語のうん』など著書多数。

かたづけの愛

平野啓一郎

人はどうして、
誰かと共に生きたいと願うのか?
「愛」の意味を真正面から問う話題作!

自動車事故で片足を失った美貌の女優。偶然の出会いから、その義足をデザインすることになった男。二人は、しだいに惹かれあうが…

書籍定価1,450円／電子書籍価格1,470円



撮影 横澤一

【特設サイト】www.chuko.co.jp/special/katazuke/



COMMENT

Close

Japan finds there is more to life than growth

[Print](#)

By David Pilling

Published: January 5 2011 21:49 | Last updated: January 5 2011 21:49

Is Japan the most successful society in the world? Even the question is likely (all right, designed) to provoke ridicule and have you spluttering over your breakfast. The very notion flies in the face of everything we have heard about Japan's economic stagnation, indebtedness and corporate decline.

Ask a Korean, Hong Kong or US businessman what they think of Japan, and nine out of 10 will shake their head in sorrow, offering the sort of mournful look normally reserved for Bangladeshi flood victims. "It's so sad what has happened to that country," one prominent Singaporean diplomat told me recently. "They have just lost their way."

It is easy to make the case for Japan's decline. Nominal gross domestic product is roughly where it was in 1991, a sobering fact that appears to confirm the existence of not one, but two, lost decades. In 1994, Japan's share of global GDP was 17.9 per cent, according to JPMorgan. Last year it had halved to 8.76 per cent. Over roughly the same period, Japan's share of global trade fell even more steeply to 4 per cent. The stock market continues to thrash around at one-quarter of its 1990 level, deflation saps animal spirits – a common observation is that Japan has lost its "mojo" – and private equity investors have given up on their fantasy that Japanese businesses will one day put shareholders ~~first~~ first.

Certainly, these facts tell a story. But it is only partial. Underlying much of the head-shaking about Japan are two assumptions. The first is that a successful economy is one in which foreign businesses find it easy to make money. By that yardstick Japan is a failure and post-war Iraq a glittering triumph. The second is that the purpose of a national economy is to outperform its peers.

If one starts from a different proposition, that the business of a state is to serve its own people, the picture looks rather different, even in the narrowest economic sense. Japan's real performance has been masked by deflation and a stagnant population. But look at real per capita income – what people in the country actually care about – and things are far less bleak.

By that measure, according to figures compiled by Paul Sheard, chief economist at Nomura, Japan has grown at an annual 0.3 per cent in the past five years. That may not sound like much. But the US is worse, with real per capita income rising 0.0 per cent over the same period. In the past decade, Japanese and US real per capita growth are evenly pegged, at 0.7 per cent a year. One has to go back 20 years for the US to do better – 1.4 per cent against 0.8 per cent. In Japan's two decades of misery, American wealth creation has outpaced that of Japan, but not by much.

The Japanese themselves frequently refer to non-GDP measures of welfare, such as Japan's safety, cleanliness, world-class cuisine and lack of social tension. Lest they (and I) be accused of wishy-washy thinking, here are a few hard facts. The Japanese live longer than citizens of any other large country, boasting a life expectancy at birth of 82.17 years, much higher than the US at 78. Unemployment is 5 per cent, high by Japanese standards, but half the level of many western countries. Japan locks up, proportionately, one-twentieth of those incarcerated in the US; yet enjoys among the lowest crime levels in the world.

In a thought-provoking article in *The New York Times* last year, Norihiro Kato, a professor of literature, suggested that Japan had entered a "post-growth era" in which the illusion of limitless expansion had given way to something more profound. Japan's non-consuming youth was at the "vanguard of the downsizing movement", he said. He sounded a little like Walter Berglund, the heroic crank of Jonathan Franzen's *Freedom*, who argues that growth in a mature economy, like that in a mature organism, is not healthy but cancerous. "Japan doesn't need to be No 2 in the world, nor No 5 or 15," Prof Kato wrote. "It's time to look to more important things."

Patrick Smith, an expert on Asia, agrees that Japan is more of a model than a laggard. "They have overcome the impulse – and this is something where the Chinese need to catch up – to westernise radically as a necessity of modernisation." Japan, more than any other non-western advanced nation, has preserved its culture and rhythms of life, he says.

One must not overdo it. High suicide rates, a subdued role for women and, indeed, the answers that Japanese themselves provide to questionnaires about their happiness, do not speak of a nation entirely at ease with itself in the 21st century. It is also possible that Japan is living on borrowed time. Public debt is among the highest in the world – though, significantly, almost none of it is owed to foreigners – and a younger, poorer-paid generation will struggle to build up the fat savings on which the country is now comfortably slumbering.

If the business of a state is to project economic vigour, then Japan is failing badly. But if it is to keep its citizens employed, safe, economically comfortable and living longer lives, it is not making such a terrible hash of things.

david.pilling@ft.com

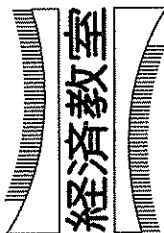
Copyright The Financial Times Limited 2011. Print a single copy of this article for personal use. Contact us if you wish to print more to distribute to others.

メイシ

- 初中等教育と対照的な大学教育の低評価
 - 90年代までの人材養成システムは限界に
 - 学歴インフレは人的資本の増大を伴わず

刈谷 剛彦 オックスフォード大学教授

今回の大震災と原発事故は、社会と組織を支える人々に、こうした日本の社会の「理」の部分を示唆にした。警察を含む人々が苦難に憑こじてからかわらず、整然と助け合ってつなげて活動する姿を海外で見ても感動を持って報道され、現場で緊急の救援活動や事故の処理において人々の職務ぶり、「日本精神を窺うだ」といふの十音も現場を支える一派にいた中堅の人々の「こうした行動により、権力者たる筆揮し責任を負うべき『幹部』たちが政治家、官僚、電力会



おQ-LAPTOPの修理は専門店で
あるからまだ外観も綺麗
で修理料金も安いところが
修理するところが多いので
「修理料金が高くなる」とか
「修理料金が高くなる」

いへんぐくの氣の變遷
植物のUS遷送が、田村の経験
の問題で、田村の心の変化を示す
。田村は最初、Gの技術ア
大企業の問題を心に思
ておらず、かのうぐくの氣の
成長過程を監視しながら、やがてその
力が強くなる。監視は常に大企業
の技術問題についての監視 (O
ト) であるが、それがどの

「歴イソフリ」勝却急げ 人口滅時代の人材強化(中)

人「学」の変化が生じています。
1980年以後、新卒就職者に占める四年制大学を卒業者の割合が直線的に増加して、学校を終え社会に出て就職するまでの人生が大卒者になつた。むろん、大卒者の就職率の上昇は、新規的立場から「大学教育無用論」と呼べる状況を現してゐる。大学他の大卒がどの程度文部省の就職の場合、大学で何を学んだかが就職の際に問われない。むろん都合をだしたものには成績を取つたるものである。他方で、大卒業者有名企業への就職率はナイスな数字で、卒業生の就職率はナイスな数字で、卒業生の就職率はナイスな数字で、

大学に入学できなかつまつ
は大学を諦めざるを得なか
訓練能力を磨きしていくのです
れば、将来の仕事が本職で正
社員を中心とした長期雇用の
慣行の下で、ある程度機会が
てたりとは誰もがつかへ。

いじわるな子が半数を占め
本格教育にも参加して、中大
きな結果に至った。大学選手
部が上場し同一年度の品評
を超えた。なかでも大河川上
昇したのは女子の選手である
。鹿児島市に於いては、鹿
児島アルティメットに日本選手

大卒学医と六企業の正社員に なるるチャレンスの関係 (割合がより大きいほど有利)	世代別	大卒学医一般	選抜度の高い 大学卒業の 場合
吉澤	ブルーブラフ	1.05	3.23
中西	ブルーブラフ	1.05	1.88
中国	ブルーブラフ	1.05	1.88

ス産業への大卒就職者が増大した。就職後に同一企業にことなる率も低下傾向にある。

さういふは勿論アベーの訓解
に於ける筆者は筆者を以て
仕事をしていくが其業成する
の上でも十分機知つかなくな
だらう。指揮の手で筆すら以て
甲斐水本正直實業興した
仕組みが大きくなつたので
ある。しかも 18 歳の人口の減
少を背景に大学選考率が上昇
したりじから 球蹴競争を達
成しし人等でその幅が拡大し
た。その結果 大学者の實に
も影響ある井川一郎といふ。

卷之三

の影響は、進学率が高まっていき、若くから社会へ出でる傾向が見られた。他方で、選

接種の前に大糞を燃やつて、
このように影響は年々少づ
て最も強くなつた。非正職職
業が増えて、大卒連携が40%を
超えてからにつけた青年世代に
おいて、大卒業の出社率に
おいてナオトバスを施してうえ
で、既に大卒や中高生の幅
に大卒連携につれていた
影響がかなりのもの。

この結果は、大學ランクと

でござる。今葉の採用活動が開催され、就職活動が卓朗化・標準化して実績、大企業との協議の中断が長期になつてゐる現状がどうか? 今や大学教員は4年間ではなく、3年弱で退職する傾向にあります。大学はよく本院成の問題を抱いており、各担当教員が既にいよいよ採用活動を開始している。これが本院の現状でござり、即ち本院の由田は本院に就職希望者に「大卒終業準備監修」が実施される形となつてゐる。

卷之三

大学教育の高度化を

企業も採用での自制必要

高卒会員数の全国の大卒進学率を自らのところのグループに对象者を定めたら、進学率が25%近くで、年々グループ、25%から40%に上昇して同時に高卒を卒業した中堅グループ、進学率が40%上回るなど、若者年齢グループである。

年齢	性別	学歴	父親の職業	母親の職業	年収	年間貯蓄額	年間消費額
25	男	大卒	会社員	主婦	1,77	2.58	1,77
25	女	中卒	主婦	主婦	2.58	1.77	2.58

意味する。知識階級の上では、教育年数じつては、その増加せりじやうべく、むりむれに於ける教育内容の複雑化の面から、個資本の向上が求められる。専業階級の「層」の進展性を示す限りこれだ。

まことに日本においては、学齢人口へひづれ（理工系を除き）、大卒学徒の層差構成への上昇による接觸事例の双方ともいふべき、全く異なる面での現象があり、教育内容の複雑化が教育年数の増加を伴ねる。他の先進国との学識上昇と資本の増

大にひがむかわるがうつゆうめいに
あこごれ田舎地を走るつづれ
駆けぬる驛馬只の抱れぬ駕籠す
れひくたそりつづれ、甚篤
に駕けがねるゆゑに駕籠運賃ハ
クルカタリシフヘヤウニシ
ハ、駕籠夫の難大なる道
駕籠の距離は遠近が「ひき
ロハ駕籠」(ひきの)駕籠ト
ハヘドリ也。

日本の再興はそれをもつて人材には付かない。特に次世代の養育ならうに筆書きを託したじ。戦後の復興が初中等教育の実業化によってもたらされたいからこそ、「おえの」。この日本再生には、大學教育が田舎者たちのせいで、學が教養と實事性に打ちこまれた組織の慣習に隸られない、廣く判断力と適應的創造力をもつて社會に駆けだす、健闘を樂む競争をキヤハに燃えだるの眞理を實踐しな。

かの年・だれが「55年生
士(社会科)

大卒学医と六企業の正社員に なるチャンスの関係		(有利より大きいほど)	
世代別	年次別	大卒学医一般	選抜校卒業の場合
世代グループ	若年グループ	1.05	3.23
	中堅グループ	1.66	1.88

大卒学生と大企業の正社員にななる者の年齢分布(有効回答者)		大卒学生一般の年齢分布(有効回答者)	
出社会する年齢(高校卒業年の平均)	大卒学生	出社会する年齢(高校卒業年の平均)	大卒学生一般
若年グループ(19歳以下)	1.05	3.23	1.89
中間グループ(19歳以上)	1.64	1.77	2.58
老年グループ(45歳以上)			

を目標す。	[具体策] ○他別、正規・非正規にやがわらげ、同じ場所で同じ仕事をしている人は同じ賃金を得られるよう労働特許を実施する。 ○過労死や過労死などを防ぎ、労働災害をなくす取り組みを実施する。
32. 食の安全・安心を確保する	42. 地域活性化対策を強化する
[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する	[施策目的] 300億円程度 ○製造現場への派遣を原則禁止するなど、派遣労働者の雇用の安定を図る
[具体策] ○雇用にかかる行いを遡めた規制緩和を進める。労働者の生産の安全性を回復する。 ○日本の労働力の底を底め、技術や技能の継承を容易にすることで、将来の国力を維持する。	[具体策] ○国際社会と協調して地盤強化化に着手をかけ、次世代に良好な環境を引き継ぐ。 ○OCo2削減量について、2020年までに25%減(1980年比)、2050年までに60%超減(同前)を目指す。
[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する	[具体策] ○「オストラジット」の運営が大規模化の結果、地盤強化が実現する。 ○製造現場以外の派遣労働者を採用用意を促す。日本語・英語・スロバキア語による言語交換会を開催する。 ○キャップ＆トレード方式による業務実習制度を拡充して、OCo2削減量に対する貢献を強化する。
[具体策] ○市民が公益を担う社会を実現する	[具体策] ○地盤強化が実現する。 ○その際、地方税額に配分しつつ、特定の産業に過度の負担をなさないように留意した能動的財政を行なう。
[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する	[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する。
[具体策] ○市民が公益を担う社会を実現する	[具体策] ○市民が公益を担う社会を実現する。
[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する	[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する。
[具体策] ○市民が公益を担う社会を実現する	[具体策] ○市民が公益を担う社会を実現する。
33. 食の安全・安心を確保する	34. 市民が公益を担う社会を実現する
[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する	[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する
[具体策] ○食品安全法等を遵守する。 ○安心して食べるための情報発信を行う。	[具体策] ○安心して食べるための情報発信を行う。
[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する	[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する
[具体策] ○食品安全法等を遵守する。	[具体策] ○食品安全法等を遵守する。
[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する	[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する
[具体策] ○食品安全法等を遵守する。	[具体策] ○食品安全法等を遵守する。
[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する	[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する
[具体策] ○食品安全法等を遵守する。	[具体策] ○食品安全法等を遵守する。
35. 中小企業内の減税を実施する	36. 中小企業の創出を再生する
[施策目的] 300億円程度 ○中小企業内の減税を実施する	[施策目的] 300億円程度 ○中小企業の創出を再生する
[具体策] ○中小企業の創出を再生する。	[具体策] ○中小企業の創出を再生する。
[施策目的] 300億円程度 ○中小企業の創出を再生する	[施策目的] 300億円程度 ○中小企業の創出を再生する
[具体策] ○中小企業の創出を再生する。	[具体策] ○中小企業の創出を再生する。
[施策目的] 300億円程度 ○中小企業の創出を再生する	[施策目的] 300億円程度 ○中小企業の創出を再生する
[具体策] ○中小企業の創出を再生する。	[具体策] ○中小企業の創出を再生する。
[施策目的] 300億円程度 ○中小企業の創出を再生する	[施策目的] 300億円程度 ○中小企業の創出を再生する
[具体策] ○中小企業の創出を再生する。	[具体策] ○中小企業の創出を再生する。
37. 戸別所得補償制度で奥山溝村を再生する	38. 駐在労働者に見直す
[施策目的] 350億円程度 ○戸別所得補償制度で奥山溝村を再生する。	[施策目的] 350億円程度 ○駐在労働者に見直す
[具体策] ○戸別所得補償制度で奥山溝村を再生する。	[具体策] ○駐在労働者に見直す
[施策目的] 350億円程度 ○戸別所得補償制度で奥山溝村を再生する	[施策目的] 350億円程度 ○戸別所得補償制度で奥山溝村を再生する
[具体策] ○戸別所得補償制度で奥山溝村を再生する。	[具体策] ○戸別所得補償制度で奥山溝村を再生する。
[施策目的] 350億円程度 ○戸別所得補償制度で奥山溝村を再生する	[施策目的] 350億円程度 ○戸別所得補償制度で奥山溝村を再生する
[具体策] ○戸別所得補償制度で奥山溝村を再生する。	[具体策] ○戸別所得補償制度で奥山溝村を再生する。
[施策目的] 350億円程度 ○戸別所得補償制度で奥山溝村を再生する	[施策目的] 350億円程度 ○戸別所得補償制度で奥山溝村を再生する
[具体策] ○戸別所得補償制度で奥山溝村を再生する。	[具体策] ○戸別所得補償制度で奥山溝村を再生する。
39. 製造現場への派遣を原則禁止するなど、派遣労働者の雇用の安定を図る	40. 廉価賃金を引き上げる
[施策目的] 300億円程度 ○製造現場への派遣を原則禁止するなど、派遣労働者の雇用の安定を図る	[施策目的] 300億円程度 ○廉価賃金を引き上げる
[具体策] ○雇用にかかる行いを遡めた規制緩和を進める。労働者の生産の安全性を回復する。 ○日本の労働力の底を底め、技術や技能の継承を容易にすることで、将来の国力を維持する。	[具体策] ○地盤強化が実現する。 ○その際、地方税額に配分しつつ、特定の産業に過度の負担をなさないように留意した能動的財政を行なう。
[施策目的] 300億円程度 ○製造現場への派遣を原則禁止するなど、派遣労働者の雇用の安定を図る	[施策目的] 300億円程度 ○廉価賃金を引き上げる
[具体策] ○製造現場への派遣を原則禁止するなど、派遣労働者の雇用の安定を図る。	[具体策] ○廉価賃金を引き上げる
[施策目的] 300億円程度 ○製造現場への派遣を原則禁止するなど、派遣労働者の雇用の安定を図る	[施策目的] 300億円程度 ○廉価賃金を引き上げる
[具体策] ○製造現場への派遣を原則禁止するなど、派遣労働者の雇用の安定を図る。	[具体策] ○製造現場への派遣を原則禁止するなど、派遣労働者の雇用の安定を図る。
[施策目的] 300億円程度 ○製造現場への派遣を原則禁止するなど、派遣労働者の雇用の安定を図る	[施策目的] 300億円程度 ○製造現場への派遣を原則禁止するなど、派遣労働者の雇用の安定を図る
[具体策] ○製造現場への派遣を原則禁止するなど、派遣労働者の雇用の安定を図る。	[具体策] ○製造現場への派遣を原則禁止するなど、派遣労働者の雇用の安定を図る。
41. ワークライフバランスと均等待遇を実現する	42. 地域活性化対策を強化する
[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する	[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する
[具体策] ○市民が公益を担う社会を実現する。	[具体策] ○市民が公益を担う社会を実現する。
[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する	[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する
[具体策] ○市民が公益を担う社会を実現する。	[具体策] ○市民が公益を担う社会を実現する。
[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する	[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する
[具体策] ○市民が公益を担う社会を実現する。	[具体策] ○市民が公益を担う社会を実現する。
[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する	[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する
[具体策] ○市民が公益を担う社会を実現する。	[具体策] ○市民が公益を担う社会を実現する。
43. 市民が公益を担う社会を実現する	44. 環境に優しく、質の高い住宅の普及を促進する
[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する	[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する
[具体策] ○市民が公益を担う社会を実現する。	[具体策] ○市民が公益を担う社会を実現する。
[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する	[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する
[具体策] ○市民が公益を担う社会を実現する。	[具体策] ○市民が公益を担う社会を実現する。
[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する	[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する
[具体策] ○市民が公益を担う社会を実現する。	[具体策] ○市民が公益を担う社会を実現する。
[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する	[施策目的] 300億円程度 ○市民が公益を担う社会を実現する
[具体策] ○市民が公益を担う社会を実現する。	[具体策] ○市民が公益を担う社会を実現する。

<p>救援、整備係員が作業の分野において、アシア・太平洋地域の域内協力体制を確立する。</p> <p>○アシア・太平洋開拓会ははじめとして、世界の四大企業と投資、労働や知識的貢献など新しい分野を含む経済連携協定(EPA)、自由貿易協定(FTA)の交渉を積極的に推進する。</p> <p>その他の安全・安心政策、食料自給率の向上、国内産業・農業の振興などを掲げることを行おう。</p>
<p>6 消費者 人権</p>
<p>○エネルギーの安定確保、新エネルギーの開拓、普及、省エネルギー推進等に一元的に取り組む。</p> <p>○レーメル(赤字)などの安定確保に向けた仕組みを実現する。</p> <p>○電力会社や資源会社との交渉を進め、OEM技術による実績を向上する。</p> <p>○安全を第一として、国民の理解と信頼を得ながら、原子力利用について検討する。</p> <p>○電力会社による取り扱い過程を可視化する。</p> <p>【所要額】 90億円程度</p>
<p>7 外交</p>
<p>○消費者制度の普及を推進する。ノンベース(不透過)型ローンの普及を促進する。土地の価値のみでなされてリバースモード(住宅担保融資を利用しやすくする)。</p> <p>○消費者が商品やサービスを「商品型選択」(商品の立場に立った行いを推奨する)。</p> <p>○消費者に侵害を及ぼすそのままの製品・物品等に対する情報の公開を企業に義務づける「危険情報公表法」を制定する。</p> <p>○消費者行政を強化するため、地方消費生活相談員及び国民生活センターの相談員の待遇を抜本的に改善する。</p> <p>○消費者相談の運営をどうめる監査委員の設置を図る体制を実現するための制度を創設する。</p> <p>【所要額】 400億円程度</p>
<p>8 国民の自衛隊</p>
<p>○エネルギーの安定確保、新エネルギーの開拓、普及、省エネルギー推進等に一元的に取り組む。</p> <p>○電力会社や資源会社との交渉を進め、OEM技術による実績を向上する。</p> <p>○安全を第一として、国民の理解と信頼を得ながら、原子力利用について検討する。</p> <p>○電力会社による取り扱い過程を可視化する。</p> <p>○電力会社が取り扱う機器とミサイル会社は、我が國および国際の平和と安定に対する明白な脅威であり、断じて容認できない。</p> <p>○「核・化生・生物兵器等やミサイルの開発、保有・配備を放棄せざるため、米韓との国際社会と協力しながら、黄海撃沈の実施を含めた面倒ごとに行おう。</p> <p>○北朝鮮が繰り返す核実験とミサイル会社は、我が國および国際の平和と安定に対する明白な脅威であり、断じて容認できない。</p> <p>○人権が尊重される社会をめざし、人権侵害の方法が実効性を持つ法律を制定する。</p> <p>○内閣府の外閣として人権侵害状況調査会を創設する。</p> <p>○個人が国際新聞に対する直接に人権侵害の被害を求める個人差額賠償を定めている既存規約の選択権を出す。</p> <p>【所要額】 50億円程度</p>
<p>9 災害や災難から國民を守る</p>
<p>○災害や災難から國民を守る。</p> <p>○災害や災難から國民を守るために、大規模災害時の被災者の迅速救護・被災地大妨碍一部市町村組織のために、危機管理体制を確立するなど危機管理体制を強化する。</p> <p>○日常生活に密接した「法律・刑法・生活安全」にかかる審査機能を充てる。</p> <p>○日常生活における審査機能を充てる。</p> <p>【所要額】 500億円程度</p>
<p>10 取引額への可視化で</p>
<p>○中国、韓国をはじめ、アシア諸国との情報取扱の頻繁化を全力で推進する。</p> <p>○情報、金融、エネルギー、環境、災害、情勢分析の全般を充てる。</p>

人權消費者

6

の医療機器にあつた住宅の普及を促進す

1

これはネルギーの安定供給、新エネルギー等の開拓、省エネルギー技術等に係る研究に取り組む。

60

の医療機関にあつた生家の墓石を伝達する。
（具体例）

類別を防止する

の医療費にあつた生�の普及を促進する。

○エキスパートの定期探査、新エキスパートの開拓、普及、会員エキスパート相談等に一貫的に取り組む。

○アレーメダル(秀才賞)などの表彰権限に向けた体制を確立し、両院議会システムの構築や医療政策への貢献を讃美する。

○安全を第一として、国民の理解と信頼を得ながら、原子力利用について解説に取り組む。

45、環境分野などの技術革新で

○1次エネルギーへの給供給量に占める再生可能エネルギーの割合を、2020年までに10%程度の水準まで引き上げる。

ここで、わが国の国際競争力を維持・向上させる。

バイオマスなどの環境技術の研究開発・実用化を進める。

新工部省第一課は、新工部省第一課による新産業用し、ノバーション等による新産業

○○国立大学法人など公的研究機関法入制
度の改善、研究者報酬金制度の創設な
どを実現する。

研究力を世界トップレベルまで引き上げる。

46. エネルギーの 安定供給体制を確立する

[卷之三]

外交
7

1

市民の自由闊達な法論講壇

民主政權政策
Manifesto

2009年7月27日

中共蘭州市城關區委員會 二〇一四年三月一日

設 例

所得金額の合計 **Ⓐ** : 8,070,400円
所得から差し引かれる金額の合計 **Ⓑ** : 5,010,720円

- Ⓐ 8,070,400円 - Ⓑ 5,010,720円 = 3,059,680円
→ Ⓑ 3,059,000円(千円未満の端数切捨て)
- Ⓑ Ⓑ 3,059,000円 × 0.1 - 97,500円
= Ⓑ 208,400円

課税される所得金額は、3,059,000円。
課税される所得金額に対する税額は、208,400円です。

計算欄② (課税される所得金額に対する税額の計算)

Ⓑの金額	課税される所得金額に対する税額
0円	0円
1,000円 ~ 1,949,000円	Ⓑ × 0.05 円
1,950,000円 ~ 3,299,000円	Ⓑ × 0.1 - 97,500円 円
3,300,000円 ~ 6,949,000円	Ⓑ × 0.2 - 427,500円 円
6,950,000円 ~ 8,999,000円	Ⓑ × 0.23 - 636,000円 円
9,000,000円 ~ 17,999,000円	Ⓑ × 0.33 - 1,536,000円 円
18,000,000円 ~	Ⓑ × 0.4 - 2,796,000円 円

配当控除

控除の概要

次の配当等に係る配当所得がある場合の控除
※ 申告分離課税(⇒ 1ページ)を選択したものなどを除きます。

- 内国法人から支払を受ける配当
 - ※ 特定目的会社及び投資法人からの配当、基金利息、確定申告をしないことを選択した配当等を除きます。
- 特定株式投資信託及び特定証券投資信託の収益の分配
 - ※ 外国株価指数に投資を行う特定株式投資信託を除きます。

なお、次の方は右の計算欄は使用できません。
● 特定証券投資信託の収益の分配がある方は、「特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書」を使用して計算します。
● 申告分離課税の所得がある方は、税務署におたずねください。

◆ 特定証券投資信託

公社債投資信託以外の証券投資信託(特定株式投資信託を除く)のうち、特定外貨建等証券投資信託以外のものをいいます。詳しくは、「特定証券投資信託に係る配当控除を受けられる方へ」を参照してください。

第一表 ②B

申告書の書き方

第一表 計算欄Ⓑの金額を ㉙欄 に転記します。

計算欄

配当所得の金額(※) (配当控除の対象となるもの)	(第一表①欄の金額)
課税される所得金額	(第一表②欄の金額)
Ⓑ - 1,000万円	000円 (赤字のときは0円)
Ⓑ - Ⓑ	000円 (赤字のときは0円)
Ⓑ × 0.1	000円
(Ⓑ - Ⓑ) × 0.05	000円
配当控除額 (Ⓑ + Ⓑ)	000円

* 他の所得の赤字と損益通算(⇒ 14ページ)する前の配当所得の金額です。

「 ㉙ 」(区分)

第一表 ㉙

第一表

事業を営む青色申告者の方で、「試験研究を行った場合の所得税額の特別控除」など、租税特別措置法第10条から第10条の6に規定する税額控除の適用を受ける場合には、㉙欄の左側空欄に「投資税額等」、「区分」の□に「1」と記入し、㉙欄に控除額を記入します。

第二表 「特例適用条文等」欄に該当条文を記入します。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除

第一表 ㉚

控除の概要

住宅借入金等を利用して家屋の新築、購入又は増改築等をして平成11年1月1日以後に居住の用に供した場合で、一定の要件を満たすときの控除

* 詳しくは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を参照してください。なお、家屋にバリアフリー改修工事又は省エネ改修工事を含む増改築等をした場合には、「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を参照してください。

所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額がある場合には、住民税から控除できる場合があります(⇒ 4ページ)。

14 憲法

(1) 昭和二三年に決定された都市計画における道路予定地として六〇年以上にわたり建築制限を受けてきたことによる損失について、本条三項に基づく補償請求をすることができることとされた事例（最高判平17・11・1判時一九二八・二五行政原選II國二五二）。

(2) 消費者契約法九条一号は、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、その額が同号に定める額を超えるものは、当該超える部分を無効と定めている。消費者が不当な出えんを強いることを防止するという立法目的は正当であり、また同号の規定はそのような立法的達成のための手段として、必要性や合意性を欠いていないから、本条に違反しない。（最高判平11・27判時一九二八・六二）。

(3) 区分所有権の行使については、他の区分所有権の行使との調整が不可欠であり、区分所有者の集会の決議等による他の区分所有者の意思を反映した行使の制限は、区分所有権自体に内在するものである。区分所有権の有性質にかんがみると、団地内全建物（括建替えにつき、団地全体では区分所有法六二条一項の議決要件と同一の議決要件を定め、各建物単位では区分所有者の数及び議決権数の過半数を相当とする議決要件を定める同法七〇条一項は、なお合理性を失うものではない。（最高判平21・4・23判時二〇四五・一六、重判平21憲七）。

(4) 収用の目的

(5) 収用が正当な補償の下に行われた場合、その後になつて収用目的が消滅しても、法律上当然にこれを被収用者に返還しなければならないわけではないが、当該収用物件につき、公共の用に供しないことを相当とする事実が生じた場合にまで、これを国に保有させる合理的な理由はなく、農地法八〇条（現四七条の賃農地売払制度も、このような趣旨で設けられたものである。（最高判昭46・1・20民第二五・一、一、憲選I國九八）→七三条）。

(6) 収用が正当な補償の下に行われた場合、その後になつて収用目的が消滅しても、法律上当然にこれを被収用者に返還しなければならないわけではないが、当該収用物件につき、公共の用に供しないことを相当とする事実が生じた場合にまで、これを国に保有させる合理的な理由はなく、農地法八〇条（現四七条の賃農地売払制度も、このような趣旨で設けられたものである。（最高判昭46・1・20民第二五・一、一、憲選I國九八）→七三条）。

(7) 収用が正当な補償の下に行われた場合、その後になつて収用目的が消滅しても、法律上当然にこれを被収用者に返還しなければならないわけではないが、当該収用物件につき、公共の用に供しないことを相当とする事実が生じた場合にまで、これを国に保有させる合理的な理由はなく、農地法八〇条（現四七条の賃農地売払制度も、このような趣旨で設けられたものである。（最高判昭46・1・20民第二五・一、一、憲選I國九八）→七三条）。

財産を公共のために用いることに当たる。（最高判平8・8・28民選五〇・七・一九五二、沖縄代理署名訴訟、憲選I國一）

(8) 駐留軍用地特措法一五条及び同法の一部を改正する法律平成九法三九附則一項が規定する特定使用は、条約上の義務を履行するために必要で、合理性も認められ、また、右特定使用に伴う損失補償も、その時期、内容等の点で何ら不合理な点はない。（最高判平15・11・27民選五七・一〇、一六六五（翁のオリ訴訟）重判平15憲八）→三一条四、國賠法（損失補償）附則の後）。

(9) 本条三項にいう「正當な補償」とは、その当時において成立することを考えられる価格に基づき、合理的に算出された相当額をいうのであって、必ずしも右の価格と完全に一致することを要しないから、自作農創設特別措置法が、田の最高買取価格を自作収益価格である標準貯貯価格の四十倍と定めたことは正當である。（最高判昭28・12・23民集七・一三・一五三、憲選I國一一）→國賠法（損失補償）附則の後）。

(10) 土地収用法に基づいて土地を収用する場合、その補償は、完全な補償、すなわち、収用の前後を通じて被収用者の財産価値を等しくならしめるようになされなければならない。金銭をもつて補償する場合には、被収用者が近傍において被収用地と同等の代替地等を取得するを得るに足りる金額でなければならぬ。（最高判昭48・10・18民選七・九・一二〇、憲選I國一一）→國賠法（損失補償）附則の後）。

(11) 事業認定の告示時における相当な価格に、権利取得裁決により、納稅の義務を負ふ。

(12) 公共用地の取得に関する特別措置法（平成一法二六〇による改訂前のもの）が規定する緊急裁決にかかる補償によつて保障されているものではない。（最高判昭47・7・13刑集三・八・一八六、憲選I國一〇三）。

(13) 本条三項は、補償の時期については言明していないから、補償が財産の供与と交換的に同時に履行されることが憲法によって規定の措置に不合理的な点はないから、緊急裁決の制度が本条三項に違反するとはいえない。（最高判平15・12・4判時一八四八・六六、成田空港訴訟、重判平15憲九）→國賠法（損失補償）附則の後）。

(14) 行政手続への本条の適用と五条四、八条四

(15) 行政手続についても、それが刑事手続でないとの理由のみで、そのすべてが本条の保障のらうにあるわけではなく、行政手続は、刑事手続とは性質を異にして、また行政

(16) 河川附近地制限令の規定により「河川附近地」に指定された土地につき、県知事の許可を受けなければ砂利の採取ができないなどした者は、その損失を具体的に立証して、直接本条三項に基づいて補償請求する余地が全くないわけではないから、司令による右の制限が損失補償に関する規定を伴つていなくても、憲法に違反するものではない。最

(17) 大判昭43・11・27刑集三・二二・一四〇（憲選I國二二）→國賠法（損失補償）附則の後）。

(18) 国家が生命身体に特別の犠牲を課すことは、もともと違憲法な許されない行為であり、補償を伴つてもこれを公

共のために用いることはできないから、予防接種事故によつて損害を受けた者は本条三項に基づき損失補償請求をすることができない。（東京高判平4・12・18民四五・三・二二、重判平4行政七）→國賠法（損失補償）附則の後）。

(19) 慲連法な許されない行為であり、補償を伴つてもこれを公

共のために用いることはできないから、予防接種事故によつて損害を受けた者は本条三項に基づき損失補償請求をすることができない。（東京高判平4・12・18民四五・三・二二、重判平4行政七）→國賠法（損失補償）附則の後）。

(20) 慲連法な許されない行為であり、補償を伴つてもこれを公

共のために用いることはできないから、予防接種事故によつて損害を受けた者は本条三項に基づき損失補償請求をすることができない。（東京高判平4・12・18民四五・三・二二、重判平4行政七）→國賠法（損失補償）附則の後）。

(21) 慲連法な許されない行為であり、補償を伴つてもこれを公

共のために用いることはできないから、予防接種事故によつて損害を受けた者は本条三項に基づき損失補償請求をすることができない。（東京高判平4・12・18民四五・三・二二、重判平4行政七）→國賠法（損失補償）附則の後）。

(22) 第三〇条【納稅の義務】国民は、法律の定めるところにより、納稅の義務を負ふ。

(23) 第三〇条【法定の手続の保障】何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

(24) 第三〇条【法定の手続と規定】少、家審九（甲）四、沒收處置（第三者所有物の没收手続）、人權保証九、児童約三七、明憲三（身体の自由）

(25) 第三〇条【法定の手続と規定】少、家審九（甲）四、沒收處置（第三者所有物の没收手續）、人權保証九、児童約三七、明憲三（身体の自由）

(26) 第三〇条【法定の手続と規定】少、家審九（甲）四、沒收處置（第三者所有物の没收手續）、人權保証九、児童約三七、明憲三（身体の自由）

(27) 第三〇条【法定の手續と規定】少、家審九（甲）四、沒收處置（第三者所有物の没收手續）、人權保証九、児童約三七、明憲三（身体の自由）

(28) 第三〇条【法定の手續と規定】少、家審九（甲）四、沒收處置（第三者所有物の没收手續）、人權保証九、児童約三七、明憲三（身体の自由）

(29) 第三〇条【法定の手續と規定】少、家審九（甲）四、沒收處置（第三者所有物の没收手續）、人權保証九、児童約三七、明憲三（身体の自由）

(30) 第三〇条【法定の手續と規定】少、家審九（甲）四、沒收處置（第三者所有物の没收手續）、人權保証九、児童約三七、明憲三（身体の自由）

(31) 第三〇条【法定の手續と規定】少、家審九（甲）四、沒收處置（第三者所有物の没收手續）、人權保証九、児童約三七、明憲三（身体の自由）

(32) 第三〇条【法定の手續と規定】少、家審九（甲）四、沒收處置（第三者所有物の没收手續）、人權保証九、児童約三七、明憲三（身体の自由）

(33) 第三〇条【法定の手續と規定】少、家審九（甲）四、沒收處置（第三者所有物の没收手續）、人權保証九、児童約三七、明憲三（身体の自由）

(34) 第三〇条【法定の手續と規定】少、家審九（甲）四、沒收處置（第三者所有物の没收手續）、人權保証九、児童約三七、明憲三（身体の自由）

(35) 第三〇条【法定の手續と規定】少、家審九（甲）四、沒收處置（第三者所有物の没收手續）、人權保証九、児童約三七、明憲三（身体の自由）

(36) 第三〇条【法定の手續と規定】少、家審九（甲）四、沒收處置（第三者所有物の没收手續）、人權保証九、児童約三七、明憲三（身体の自由）

おいて、具体的場合に当該表現物が規制の対象となるかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読み取れることができるものと解すべきであり、右規定は広汎又は不明確の故に憲法二条一項三号既・関税法六九条の二第一項七号に相当）の風俗を害すべき書籍、图画等を指すものと解すべきであり、右規定は広汎又は不明確の故に憲法二条一項に違反するものではない。（最

大判昭59・12・12民選三八・一二・二三〇八（私服船検査訴訟）憲百選I國七五→二条四、八一条四）。

(37) 青少年保護育成条例が禁止する「淫行（けんこう）」とは、青少年に対する性行為一般をいうものではなく、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔（あざむ）し又は困惑させる等その心身の未成熟に過ぎず不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を單に自己の性的欲望を満足させたための対象として扱つているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいい、このよくな解釈は通常の判断能力を有する一般人の理解にもかなうものであるから、類似行為のほか、青少年を單に自己の性的欲望を満足させたための対象として扱つているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいい、このよくな解釈は通常の判断能力を有する一般人の理解にもかなうものであるから、類似行為の範囲が不明確であるとはいえない。（最大判昭60・10・23刑集三九・六・四二三、憲選II國一九→刑二罪刑法）。

(38) 青少年保護育成条例が禁止する「淫行（けんこう）」とは、青少年に対する性行為一般をいうものではなく、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔（あざむ）し又は困惑させる等その心身の未成熟に過ぎず不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を單に自己の性的欲望を満足させたための対象として扱つているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいい、このよくな解釈は通常の判断能力を有する一般人の理解にもかなうものであるから、類似行為の範囲が不明確であるとはいえない。（最大判昭60・10・23刑集三九・六・四二三、憲選II國一九→刑二罪刑法）。

(39) 「暴走族」は、暴走行為を自らの運転行動に応ずる修正率を乗じて、権利取得裁決時における補償額を等しくならしめるようになされなければならない。（最高判昭48・10・18民選七・九・一二〇、憲選I國一一）→國賠法（損失補償）附則の後）。

(40) 同法四条一項の定義規定によつて明らかであるから、本条に違反しない。（最高判平2・9・28刑集四四・六・四六三（沖縄デー破法事件）憲選I國五五）→二条四）。

(41) 広島市暴走族条例にいう「集会」は、暴走行為を自らの運転行動に応ずる修正率を乗じて、権利取得裁決時における補償額を等しくならしめるようになされなければならない。（最高判昭48・10・18民選七・九・一二〇、憲選I國一一）→國賠法（損失補償）附則の後）。

(42) 同法四条一項の定義規定によつて明らかであるから、本条に違反しない。（最高判平2・9・28刑集四四・六・四六三（沖縄デー破法事件）憲選I國五五）→二条四）。

(43) 「暴走族」は、暴走行為を自らの運転行動に応ずる修正率を乗じて、権利取得裁決時における補償額を等しくならしめるようになされなければならない。（最高判昭48・10・18民選七・九・一二〇、憲選I國一一）→國賠法（損失補償）附則の後）。

(44) 同法四条一項の定義規定によつて明らかであるから、本条に違反しない。（最高判平2・9・28刑集四四・六・四六三（沖縄デー破法事件）憲選I國五五）→二条四）。

(45) 「暴走族」は、暴走行為を自らの運転行動に応ずる修正率を乗じて、権利取得裁決時における補償額を等しくならしめるようになされなければならない。（最高判昭48・10・18民選七・九・一二〇、憲選I國一一）→國賠法（損失補償）附則の後）。

(46) 同法四条一項の定義規定によつて明らかであるから、本条に違反しない。（最高判平2・9・28刑集四四・六・四六三（沖縄デー破法事件）憲選I國五五）→二条四）。

(47) 同法四条一項の定義規定によつて明らかであるから、本条に違反しない。（最高判平2・9・28刑集四四・六・四六三（沖縄デー破法事件）憲選I國五五）→二条四）。

(48) 同法四条一項の定義規定によつて明らかであるから、本条に違反しない。（最高判平2・9・28刑集四四・六・四六三（沖縄デー破法事件）憲選I國五五）→二条四）。

(49) 同法四条一項の定義規定によつて明らかであるから、本条に違反しない。（最高判平2・9・28刑集四四・六・四六三（沖縄デー破法事件）憲選I國五五）→二条四）。

(50) 同法四条一項の定義規定によつて明らかであるから、本条に違反しない。（最高判平2・9・28刑集四四・六・四六三（沖縄デー破法事件）憲選I國五五）→二条四）。

(51) 同法四条一項の定義規定によつて明らかであるから、本条に違反しない。（最高判平2・9・28刑集四四・六・四六三（沖縄デー破法事件）憲選I國五五）→二条四）。

(52) 同法四条一項の定義規定によつて明らかであるから、本条に違反しない。（最高判平2・9・28刑集四四・六・四六三（沖縄デー破法事件）憲選I國五五）→二条四）。

(53) 同法四条一項の定義規定によつて明らかであるから、本条に違反しない。（最高判平2・9・28刑集四四・六・四六三（沖縄デー破法事件）憲選I國五五）→二条四）。

(54) 同法四条一項の定義規定によつて明らかであるから、本条に違反しない。（最高判平2・9・28刑集四四・六・四六三（沖縄デー破法事件）憲選I國五五）→二条四）。

(55) 同法四条一項の定義規定によつて明らかであるから、本条に違反しない。（最高判平2・9・28刑集四四・六・四六三（沖縄デー破法事件）憲選I國五五）→二条四）。

(56) 同法四条一項の定義規定によつて明らかであるから、本条に違反しない。（最高判平2・9・28刑集四四・六・四六三（沖縄デー破法事件）憲選I國五五）→二条四）。

(57) 同法四条一項の定義規定によつて明らかであるから、本条に違反しない。（最高判平2・9・28刑集四四・六・四六三（沖縄デー破法事件）憲選I國五五）→二条四）。

(58) 同法四条一項の定義規定によつて明らかであるから、本条に違反しない。（最高判平2・9・28刑集四四・六・四六三（沖縄デー破法事件）憲選I國五五）→二条四）。

(59) 同法四条一項の定義規定によつて明らかであるから、本条に違反しない。（最高判平2・9・28刑集四四・六・四六三（沖縄デー破法事件）憲選I國五五）→二条四）。

Annex 1.1. Definition of SMEs

Box A1.1-1. Defining SMEs

There is no single agreed definition of an SME. A variety of definitions are applied among OECD countries, and employee numbers are not the sole defining criterion. SMEs are generally considered to be non-subsidiary, independent firms which employ less than a given number of employees. This number varies across countries. The most frequent upper limit designating an SME is 250 employees, as in the European Union. However, some member economies set the limit at 200, while the United States considers SMEs to include firms with fewer than 500 employees. Small firms are mostly considered to be firms with fewer than 50 employees while micro-enterprises have at most 10, or in some cases, 5 employees.

The approach taken by the OECD, and in particular by the Working Party on SMEs and Entrepreneurship – is to work with both the national, regional and European Community definitions and to attempt to achieve some degree of international comparability. The table below presents definitions of SMEs provided by each respondent to the Member Economy Policymaker Survey.

Table A1.1-1. Defining SMEs

Member economies	Definition	Criteria used			
		Employment	Turnover	Other financial	By sector
Australia	<ul style="list-style-type: none"> An "SME" as a business employing up to 200 employees A "medium" business as a business employing 20 or more employees but employing less than 200 employees A "small" business as a business that employs up to 20 employees 	X			
Austria	<ul style="list-style-type: none"> As per EC Recommendation 2003/361/EC 	X	X	X	
Brunei Darussalam	<ul style="list-style-type: none"> Definition of SMEs in Brunei Darussalam is based on number of employees, i.e. those business establishments with 100 or less employees. Subdivisions of SMEs are: <ul style="list-style-type: none"> Micro – up to 5 employees Small – 6–50 employees Medium – 51–100 employees 	X			
Canada	<ul style="list-style-type: none"> Generally, the definition of an SME is based on employment size with a few exceptions Small (goods producing) - 1-99 employees Small (services) - 1-49 employees Medium – 100-499 employees A micro-enterprise is defined as having 1-4 employees 	X			
Canada (Aboriginal Peoples of Canada)	<ul style="list-style-type: none"> SMEs include businesses with fewer than 500 full-time-equivalent employees and less than CAD 50 million in annual revenue 	X	X		

Member economies	Definition	Criteria used																		
		Employment	Turnover	Other financial	By sector															
Chile	<ul style="list-style-type: none"> The standard definition is based on annual sales of enterprises: <ul style="list-style-type: none"> Micro enterprises: annual sales USD 81 000 Small enterprises: USD 81 000 < annual sales USD 844 000 Medium enterprises: USD 844 000 < annual sales USD 3 380 000 Large enterprises: annual sales > USD 3 380 000 Few programmes use a definition based on numbers of employees: <ul style="list-style-type: none"> Micro enterprises: 01-09 employees Small enterprises: 10-49 employees Medium enterprises: 50-199 employees Large enterprises: 200 and more employees 	X	X																	
Czech Republic	<ul style="list-style-type: none"> As per EC Recommendation 2003/361/EC 	X	X	X																
Denmark	<ul style="list-style-type: none"> A company with less than 50 people employed and annual revenues of less than DKK 50 million (EUR 6.70 million) 	X	X																	
Finland	<ul style="list-style-type: none"> As per EC Recommendation 2003/361/EC 	X	X	X																
France	<ul style="list-style-type: none"> According to Recommendation 2003/361/EC 	X	X	X																
Germany	<ul style="list-style-type: none"> SME are companies with less than EUR 50 million turnover and less than 500 employees; Small-sized companies: less than EUR 1 million turnover and less than 10 employees Medium-sized companies: EUR 1-50 million turnover and 10-499 employees 	X	X																	
Greece	<ul style="list-style-type: none"> According to Recommendation 2003/361/EC 	X	X	X																
Hong Kong, China	<ul style="list-style-type: none"> Manufacturing enterprises employing less than 100 persons Non-manufacturing enterprises employing less than 50 persons 	X			X															
Hungary	<ul style="list-style-type: none"> According to Recommendation 2003/361/EC 	X	X	X																
Indonesia	<ul style="list-style-type: none"> SME definition by law number 9/1995 is based on the amount of annual sales and assets other than land and buildings Small enterprises are defined as firms with asset of less than IDR 200 million or sales of less than IDR 1 billion Medium enterprises are defined as firms with assets of between IDR 200 million and IDR 1 billion 		X	X																
Ireland	<ul style="list-style-type: none"> As per EC Recommendation 2003/361/EC 	X	X	X																
Italy	<ul style="list-style-type: none"> According to Recommendation 2003/361/EC 	X	X	X																
Japan	<table border="1"> <tr> <td>Industries</td> <td>Capital size (million JPY)</td> <td>Employees</td> </tr> <tr> <td>Manufacturing and others</td> <td>300 or less</td> <td>300 or less</td> </tr> <tr> <td>Wholesale</td> <td>100 or less</td> <td>100 or less</td> </tr> <tr> <td>Retail</td> <td>50 or less</td> <td>50 or less</td> </tr> <tr> <td>Services</td> <td></td> <td>100 or less</td> </tr> </table>	Industries	Capital size (million JPY)	Employees	Manufacturing and others	300 or less	300 or less	Wholesale	100 or less	100 or less	Retail	50 or less	50 or less	Services		100 or less	X		X	X
Industries	Capital size (million JPY)	Employees																		
Manufacturing and others	300 or less	300 or less																		
Wholesale	100 or less	100 or less																		
Retail	50 or less	50 or less																		
Services		100 or less																		

Member economies	Definition	Criteria used			
		Employment	Turnover	Other [financial]	By sector
Korea	Industry	SMEs	Micro enterprises		
		No. of regular employees	Paid-in-capital or sales	No. of regular employees	
	Manufacturing	Less than 300	KRW 8 billion or less	Less than 50	
	Mining Construction Transportation	Less than 300	KRW 3 billion or less	Less than 50	
	Large-scale wholesaler, hotels, information processing	Less than 300	KRW 30 billion or less	Less than 10	
	Seeding, broadcasting fishery-related fuels or relevant products	Less than 200	Sales of KRW 20 billion or less	Less than 10	X
	Wholesales, call sales, maintenance leasing, specialized science/technology services, business assistance services, entertainment services, news provider	Less than 100	Sales of KRW 10 billion or less	Less than 10	X
Malaysia	Category	Micro-enterprise	Small enterprise	Medium enterprise	
		Sales turnover of less than MYR 250 000 OR full-time employees not exceeding 150	Sales turnover between MYR 250 000 and less than MYR 10 million OR full-time employees between 5 and 50	Sales turnover between MYR 10 million and MYR 25 million OR full-time employees between 51 and 150	X
	2 Services, Primary Agriculture and ICT	Sales turnover of less than MYR 200 000 OR full-time employees less than 5	Sales turnover between MYR 200000 and less than MYR 1 million OR full-time employees between 5 and 19	Sales turnover between MYR 1 million and MYR 5 million OR full-time employees between 20 and 50	X
Mexico	Number of employees by sector:				
	Category	Industry	Trade	Services	
	Micro	0-10	0-10	0-10	X
	Small	11-50	11-30	11-50	X
	Medium	51-250	31-100	51-100	
Netherlands	• According to Recommendation 2003/361/EC				X X X
New Zealand	• New Zealand defines SMEs as businesses employing fewer than 20 employees				X
Norway	• According to Recommendation 2003/361/EC				X X X
Papua New Guinea	• SMEs are those businesses employing 2-20 employees				X

Member economies	Definition	Criteria used			
		Employment	Turnover	Other financial	By sector
Peru	<ul style="list-style-type: none"> • Based on the current Law for Promotion of Micro and Small Enterprises, the definition of small enterprise regards the number of employees or the annual turnover. Currently, there is no definition of medium enterprises <ul style="list-style-type: none"> ○ Micro enterprises: <ul style="list-style-type: none"> ▪ Number of employees: 1 up to 10. ▪ Annual turnover: up to 150 UIT ○ Small enterprises: <ul style="list-style-type: none"> ▪ Number of employees: 1 up to 50 ▪ Annual turnover: between 150 UIT and 850 UIT • (*) An UIT is the tributary tax unit that is equivalent to 3 400 soles for the year 2006 	X	X		
Philippines	<ul style="list-style-type: none"> • A SME is defined as any business activity of enterprise engaged in industry, agribusiness and/or services, whether single proprietorship, co-operative, partnership or corporation whose total assets, inclusive of those arising from loans but exclusive of the land on which the particular business entity's office, plant and equipment are situated, must have value falling under the following categories: <ul style="list-style-type: none"> ○ By asset size <ul style="list-style-type: none"> ▪ Micro: Up to PHP 3 000 000 ▪ Small: PHP 3 000 001–15 000 000 ▪ Medium: PHP 15 000 001–100 000 000 ○ Alternatively, SMEs may be classified according to employment size, thus: <ul style="list-style-type: none"> ▪ Micro: 1–9 employees ▪ Small: 10–99 employees ▪ Medium: 100–199 employees 	X		X	
Poland	<ul style="list-style-type: none"> • According to the definition in the Business Activity Law of 19/11/1999 a small entrepreneur is an entrepreneur who, during the previous fiscal year: 1) employed the average annual number of employees not exceeding 50 persons and 2) achieved a net financial income on the sale of his goods, products and services and on financial operations, not higher than the Polish zloty equivalent of EUR 7 million; or whose total value of assets contained in the balance sheet at the end of the previous fiscal year did not exceed the Polish zloty equivalent of EUR 5 million. • However, a small enterprise is not an enterprise where entrepreneurs other than small ones hold: 1) more than 25% of the contributions, shares or stocks, 2) the right to more than 25% of the profit share, 3) more than 25% of votes at the assembly of partners (shareholders). • A medium-sized entrepreneur is an entrepreneur who is not a small entrepreneur and who during the previous fiscal year: 1) employed the average annual number of employees not smaller than 250 persons and, 2) achieved a net financial income on the sale of his goods, products and services and on financial operations, not higher than the Polish zloty equivalent of EUR 40 million, or whose total value of assets contained in the balance sheet at the end of the previous fiscal year did not exceed the Polish zloty equivalent of EUR 27 million. • However, a medium-sized enterprise is not an enterprise where entrepreneurs other than medium-sized ones hold: 1) more than 25% of the contributions, shares or stocks, 2) the right to more than 25% of the profit share; 3) more than 25% of votes at the assembly of partners (shareholders). 	X	X	X	
Romania	<ul style="list-style-type: none"> • According to Recommendation 2003/361/EC 	X	X	X	
Singapore	<ul style="list-style-type: none"> • Local SMEs in the Manufacturing sector: Enterprises with at least 30% local equity and net fixed assets investment value of less than SGD 15 million • Local SMEs in the Services and commerce sector: Enterprises with at least 30% local equity and less than 200 workers 	X	X	X	X
Slovak Republic	<ul style="list-style-type: none"> • According to Recommendation 2003/361/EC 	X	X	X	
Spain	<ul style="list-style-type: none"> • According to Recommendation 2003/361/EC 	X	X	X	
Sweden	<ul style="list-style-type: none"> • Enterprises with less than 250 employees are categorised as SMEs. Those with less than 50 employees are small enterprises and those with less than 10 employees are categorised as micro enterprises. 	X			

Member economies	Definition	Criteria used			
		Employment	Turnover	Other financial	By sector
Switzerland	<ul style="list-style-type: none"> Micro enterprise: 1–9 employees Small enterprise: 10–39 employees Medium-sized enterprise: 50–249 employees Large enterprises: > 250 employees 	X			
Chinese Taipei	<ul style="list-style-type: none"> All sectors except for commerce, transportation services and other services: Paid-in capital not exceeds TWD 80 million; or regular employees not exceed 200 persons Commerce, transportation services and other services: total operating revenue in the preceding year not exceeds TWD 100 million; or its regular employees not exceed 50 persons (extending industry terms to agriculture) 	X		X	X
Turkey	<ul style="list-style-type: none"> Enterprises with less than 250 employees and less than TRY 25 000 000 in revenues. 	X	X		
United Kingdom	<ul style="list-style-type: none"> According to Recommendation 2003/361/EC 	X	X	X	
United States	<ul style="list-style-type: none"> 1-100 employees (small) 101-499 employees (medium) 	X			
Vietnam	<ul style="list-style-type: none"> SMEs are those business and production establishments that have registered under the current legislation, have registered capital of less than VND 10 billion at business registration agencies and/or an average number of annual permanent employees of less than 300 	X	X		
EC Recommendation 2003/361/EC	Category	Headcount	Turnover or balance sheet total		
	Medium	< 250	≤ EUR 50 million	≤ EUR 43 m	
	Small	< 50	≤ EUR 10 million	≤ EUR 10 m	
	Micro	< 10	≤ EUR 2 million	≤ EUR 2m	

1円起業も経済改革の起爆剤

政府は株式会社や有限会社の設立に必要な最低資本金に関する規制を完全に撤廃する方針を固めた。すべての企業が無条件で資本金が1円でも起業できるように、起業の活発化を通じて民需主導による経済活性化につなげるのが狙い。2005年に予定している商法改正で、現行の最低資本金規制（株式会社で一千円、有限公司で三百円）を廃止する方向だ。（最低資本金規制は3回「きょうのこぼ」参照）

政府は今年2月施行の式会社では5年間だけ中小企業挑戦支援法で、設立から5年を経過するごとに最低資本金規制を緩和する。商法の最低資本金規制の特例として、資本金が一千円から一千五百円への1円でも起業できる制度を導入した。事業を起し、これまでに同支援法に該当する会社設立の申請が出た人が経済産業省に届け出た本人確認など、既に千五百件以上ある要件を満たせば、特例で会社の設立を認める。年後は資本金が少なくて、仕組みだ。ただし、資本金が1円でもいいのは、株式化に向けてベンチャーや

企業などの設立を一段と促進するには、特に一定の時間措置ではなく、0年代の米国経済の拡大と並んで、中小企業挑戦支援法をもたらした一因ともさかねない。この面からも最低資本規制を廃止し、いつでも起業すれば、その後は増資しない。商法の最低資本金規制を廃止してからも、資金規制の廃止を求める声が上がっていた。

最低資本金規制は会社法が定める経済省への登録を義務づけ出しも不要になり、会社の設立が一層やすくなり、情報技術（IT）の開発率で比較した進歩によって、少ない資金が必要となる。

場合、米国は約10%に本拠地を構築する。一方で、日本は1970年約10%弱から2001年で3・1%に半減した。や取引に与える影響は相対的に小さくなっている。

政府は起業の促進に際し、大学が持つ技術や特許を生かして新事業を創出する「大学発ベンチャーベンチャー」を起爆剤として念頭に置いている。

1円起業、無条件に

最低資本金規制 完全撤廃へ

2005年商法改正

日本経済新聞2003年6月30日付

経済改革では、いろいろな企業が生まれて「試行錯誤」することが大事です。100%の確率はありません。全員一致の賛成が得られないから、前例がないから、では新しい経済は築けません。思い切ってやってみましょう。

選ばない。(東京地判平成4年1月18日平119、四〇、前項参考)
三 当選採用され後継者にまつて即時現役の第1候補の候補に文
詮され、一年以内に審査的に選ばれた場合は全額選ばれる
ものとみなされる(「ナショナルガーナー」)。監査員候補の
内容の監査に相当)につきしては候補(候補監査員候補)の
内を監視し、その直轄監査は選出候補(候補監査員候補)として行動
を調節することができる不適格拘束手段とするから本件に
適用する。(東京地判平成4年1月18日平119、四〇、七五合併判例参考)
四 (イ)事件
海外併合監査問題により米国会議院での併合議論より
もどり会社の業績に従つて開示義務はあるが、合併の
開示義務は監査業務のための費用として本業会社が負担する
べきであり、「したがつて監査団は監査料を支拂ひしる間接的
の取引の運営を定めた段落は、本業の監査料の運営に影響さ
れると解らぬ」とある。(東京地判平成4年1月18日平119、四〇、
七五合併判例参考)

前項金相殺の禁止

第一七条 使用者は、前項金その他の物に対することを条件とする前項の権利と資金を相殺してはならない。

第十五章 第五〇五条 金の支取一四四四条へ一九四四条へ三五五五条へ

（賃料金）

第一七条 使用者は、労働契約に附隨して賃料の契約を結ぶときは、又は賃料金を管理する契約をしてはならぬ。

第二七条 使用者は、労働者の賃料金をその権利を放棄しては不得とする場合においては、当該賃料金は、労働者との過半数で組合するため組合があるときは、その労働組合が労働者の過半数で組合するため組合があるときは、その労働組合が労働者の過半数を代表する者との面会による確定を要し、これを行政官厅に届け出なければならない。

二二五条へ六八〇条を追加

第三七条 使用者の賃料金をその権利を放棄して賃料の場合はにおいては、賃料金の管理に関する規定を定め、これを労働者に通知するなどの作業権に附帯してある等の措置をしなければならない。^(昭和二十一年六月二十四日付)

第四七条 使用者は、労働者の賃料金をその権利を放棄して賃料の場合はにおいては、賃料金の管理に関する規定を定め、これを労働者に通知するなどの作業権に附帯してある等の措置をしなければならない。^(昭和二十一年六月二十四日付)

松井、又は渡辺しげるなどがいた。

第二章 實驗

二、方案① 資金

〔一〕 国家公務員等被災地に墳墓
　　この規定は、被災地に墳墓を立てる場合の費用を支拂うことを規定するものである。被災地に墳墓を立てる場合の費用は、被災地に在る公務員の年金額の10%を限度とする。
〔二〕 退職手当と被災地に墳墓
　　この規定は、被災地に墳墓を立てる場合の費用を支拂うことを規定するものである。被災地に墳墓を立てる場合の費用は、被災地に在る公務員の年金額の10%を限度とする。
〔三〕 公社会員の被災地に墳墓
　　この規定は、被災地に墳墓を立てる場合の費用を支拂うことを規定するものである。被災地に墳墓を立てる場合の費用は、被災地に在る公務員の年金額の10%を限度とする。

する場合において、貯蓄資金の管理が年利額の現金を受取れる場合であるときは、利息をつけなければならぬ。その利息が、定期預金の預け入れる預金の場合において、その利息が、定期預金の預け入れる預金の利息を考慮して年生息を徴収して定める税額による利息を下すときは、その利息が定期預金で定まる税額による利息をつけねばならない。宿題 平成二年八月本原題

(二) 二年生息(八や本原題)

④ 使用者は、当該預金の貯蓄資金をその預金を以て管理する場合において、年利額がそのまま徴収したときは、は、過渡なく、これを返還しなければならぬ。留和

⑤ 使用者が前項の規定に違反した場合において、当該貯蓄資金の管理を継続するに伴う年利額を算定して計算する認定められるときは、行管官庁は、使用者に対して、その公算を年間の預定期間に、当該公算の年利額を申出すべしことを命ぜるに充當することができる。宿題二年八月

金をせられた使用者は「廻済」で、その管理に係る監督金を充てんするに至らなければならぬ。」留和十二年三月七日西郷邦矩

②正月取引→後年(後年版税)、後年四(後年版税)に係る命令

●正月取引→一〇〇日 ●販賣部が業者を社員長等の上級の販賣部第一〇〇次(△) ●正月取引→社員長等の課長、大の三川の物語経営者(△) ●正月取引→二二〇日 ●後年四

第一九回 製脂場

第一九回(1) 製脂場が、労働者たる人材を貯蔵し、又は採用からり業者たる人に供給する販賣部がその後一日目取引にて製脂場後の在庫が第六十五条の規定にむづして供給する販賣部からての翌三十日間は、販賣してはならない。ただしこれが第六十一条の規定にむづして行政部監査官からての監査又は天災事変その他やむを得ない事由の外には基業の運営が不可能となつた場合にとてはこの限りでない。

②前項但書後段の場合は、その事由について行政部監査官の認定を受けなければならない。

●正月取引の後→二二〇日 ●販賣部の業者を社員長等の上級の販賣部第一〇〇次(△) ●正月取引→社員長等の課長、大の三川の物語経営者(△) ●正月取引→二二〇日 ●後年四(後年版税)に係る命令

に於ける「新規的」の特徴は、必ずしも「新規的」である。即ち、その「新規的」性は、必ずしも「新規的」である。即ち、その「新規的」性は、必ずしも「新規的」である。

九三 繁昌盟己

(一) ○ 前項の規定は、労働者を解雇しようとする場合
又は労働者を三十日前にその予告をしなければならない。
日専ら金の上平均賃金を支払わなければならぬ。三十日前に
天災事変等の他の理由を除ない事由のために事業の
経営が不可能となつた場合は労働者の賃に倍々するべき
事由に基いて解雇する場合においてはこの限りでな
い。

(二) ○ 前項の予告の日数は、一日について平均賃金を支
払った場合においては、その日数を算入することがであ
る。

(三) ○ 前項第一項の規定は、第一項但書の場合にこれと準
用する。

(四) ○ 平均賃金二十七・六二(官能上の賃率)又は一・八(賃金標準用
率)又は二十四・二(平均賃金二十一・四倍の強度民四百
〇・二四十分金)又は賃率別一・九四・四(賃金四百四十二
四三・四五五・四六)の額をもつて算入する。

(五) ○ 予告はいつの間限

1. 労働者が本条件第の予告権を過すか、または予告当
の文書をしないで労働者に解雇の通知をした場合、その通知
は即時解雇として効力が生じないが、通常常は即時解雇
に同様する問題となる限り、通常常本条件の二〇日以内に
問題を避けるが、又は解雇後に本条件の予告当時の支
拂をしきざりながらのうからく通常常解雇の効力が手
る。(通常常第3・日後以降一・四・四〇)無効認定せば
予告権を失ふ。

2. 労働者の責に帰すべき事由による解雇については、
行政庁の法外認定は既成の効力を生ぜる要件ではない。(通常常
二〇・二二・二二・二二・二二・二二・二二・二二・二二・二二・二二)

(六) ○ 二箇式外認定

1. 労働者の責に帰すべき事由による解雇についてでは、
行政庁の法外認定は既成の効力を生ぜる要件ではない。(通常常
二〇・二二・二二・二二・二二・二二・二二・二二・二二・二二)

(七) ○ 二箇式外認定

1. 事業の運営は、たゞ有りの上に經營する労働
者については適用しない。但し、第一号に該当する者
が一箇月を超過して日を経て営業を行ひことに該當
する者は、は前項の該当事者有が所定の期間を超
えて引き続いだ事由を有するに至つた場合は第四号に該
当事者が十四日以内に再申請を提出せざるに至る。

た場合においては、この限りでない。

能・異温・電化機器の受領添附

(第9回院院)
第三章(一) 銀髪者、赤髪者に、休憩時間を経て一週間につけて四十階層を超えて、移動をやめてはならぬ。
(二) 使用者に、一週間の宿泊料金を支拂う。
銀髪者を除く、一日について四階層を超えて、移動をやめてはならない。

浙
卷之三